

# 仕 様 書

## 1 業務名

有害ごみ運搬・選別及び廃蛍光管破碎等業務

## 2 業務履行場所

有害ごみ選別作業場（以下「選別作業場」という。）（広島市西区商工センター七丁目7番2号  
広島市西部リサイクルプラザ内）

運搬業務については、広島市北部資源選別センター（広島市安佐北区安佐町大字筒瀬864番地）及び広島市西部リサイクルプラザ内の資源ごみ搬入ヤードから選別作業場まで

## 3 業務内容

### (1) 有害ごみ運搬業務

ア 広島市北部資源選別センター内の資源ごみ搬入ヤードに集積された有害ごみ（廃乾電池、廃蛍光管等）を詰めたロールオンボックスを西部リサイクルプラザへ運搬し、計量した後、選別作業場へ搬入する。

イ 広島市北部資源選別センターに集積された資源ごみの選別残渣として出た有害ごみを詰めたコンテナバッグを西部リサイクルプラザへ運搬し、計量した後、選別作業所内に整理し保管する。

ウ 広島市西部リサイクルプラザ内の資源ごみ搬入ヤードに集積された有害ごみを詰めたロールオンボックスを計量した後、同施設内の選別作業場へ搬入する。

エ 広島市西部リサイクルプラザに集積された資源ごみの選別残渣として出た有害ごみを詰めたコンテナバッグを西部リサイクルプラザで計量し、選別作業所内に整理し保管する。

### (2) 有害ごみ選別及び廃蛍光管破碎等業務

ア (1)により選別作業場に搬入した有害ごみを、廃乾電池、廃蛍光管等、並びに可燃性残渣及び不燃性残渣（以下「残渣」という。）に選別する。

イ 選別した廃乾電池を、発注者が指定する容器に投入し、計量した後、選別作業所内に整理し保管する。変形・膨張したりチウム蓄電池等は、発注者が別途指定する容器に投入し、他の廃乾電池と区別して保管する。

ウ 選別した廃蛍光管について、次の業務を行う。

(ア) 発注者が設置した蛍光管破碎機（以下「破碎機」という。）等を使用して、あらかじめ発注者と受注者が協議した方法で破碎する。

(イ) 破碎した廃蛍光管を、発注者が指定する容器に投入し、計量した後、選別作業所内に整理し保管する。

エ 選別した残渣を、あらかじめ発注者と受注者が協議した方法により適正に処理する。

## 4 業務の実施期間等

(1) 業務の実施日は、原則として資源ごみ等の収集がある日とする。ただし、業務の実施にあたって、処理が間に合わない等の場合には、発注者と協議して実施するものとする。

(2) 業務時間は、原則として午前8時30分から午後5時までとする。

## 5 設備の使用及び経費の負担等

(1) 発注者は、発注者が選別作業場に設置した破碎機等を、受注者に無償で使用させるものとする。

(2) 選別した廃乾電池及び破碎した廃蛍光管を投入するための発注者が指定する容器は、発注者が用意する。

(3) 発注者は、当該業務の履行にかかる経費のうち、以下のものについて負担する。ただし、受注者は、その使用にあたっては極力節減に努めるものとする。

ア 発注者の所有に係る施設及び器材の使用にかかる電気料金、水道料金及び下水道料金

イ 発注者の所有に係る施設及び器材の維持管理経費（ただし、受注者の責めに帰すべき理由により生じた損害に係るもの及び受注者の使用に係るプロパンガスの使用料金を除く。）

(4) 受注者は、1号から3号に規定する費用を除き、業務の遂行に必要とする一切の経費を負担するものとする。

(5) 受注者は、選別作業所の維持管理に当たっては、責任者を設け、発注者にその氏名等を届け出るものとし、常に保守点検を行い、安全かつ円滑な業務の遂行に努めること。

## 6 作業員の配置

(1) 受注者は、事前に作業等に従事する作業員の住所・氏名を発注者に届け出るものとする。

(2) 受注者は、作業の実施にあたっては、搬入量に応じて、円滑かつ適正に作業・処理ができるよう、従業員を配置すること。

## 7 使用車両等

受注者は、フォークリフト、有害ごみ及び残渣の運搬に使用する車両その他の業務の実施に当たり必要となる車両を受注者の負担で配置するものとする。

なお、有害ごみ及び残渣の運搬にあたっては、予め発注者が承認した車両を使用しなければならない。

## 8 遵守事項

受注者は、業務の実施にあたっては、業務の重要性及び特殊性をよく認識し、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第3条に規定する基準により行うこと。

(2) 業務の実施にあたっては、作業員に対して水銀蒸気防止機能付きマスクやゴーグルの着用を義務付けるなどにより、安全作業に留意すること。

(3) 業務の実施にあたっては、服装、言動等に注意し、第三者に迷惑又は不快の念を与えないようにすること。

(4) 発注者が所有する施設、設備等に、損傷を与えないよう十分注意すること。

(5) 業務の実施にあたっては、廃蛍光管をできるだけ破損しないよう取り扱うこと。また、収集業者が搬入し降荷する際にも、破損させないよう適切な誘導等を心掛けること。

(6) 業務の履行に関して、第三者から金品を受領しないこと。

(7) 選別作業所及びその周辺は、常に清掃し整理整頓に心掛けること。

(8) 業務中に業務の遅延、破碎機等の故障等トラブルが発生したとき、あるいは停電、大雨その他事故の発生又は発生のおそれがあるときは、直ちに適正な処置を講じ、発注者に報告するとともに、発注者と協議して業務を履行すること。

(9) 使用する車両は、対人賠償金額無制限の自動車保険（任意）に加入していること。また、当該保険証券の写しをあらかじめ発注者に提出すること。

(10) 委託期間終了時には、選別作業場内に、発注者がやむを得ないと認めたもの以外の有害ごみ等が残らないよう処理し、清掃しておくこと。

## 9 業務の実施報告等

受注者は、当月分の業務の実施状況を別に定める報告書により、翌月の5日（ただし、3月分については3月31日）までに発注者に報告しなければならない。

## 10 その他

- (1) 次回の本業務発注において受注者が変更となった場合、業務の引継ぎが円滑に行なわれるよう本市又は新規受注者が行う業務内容の確認等に真摯に協力しなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者協議してこれを定めるものとする。